

緑の少年団愛媛県連盟規約

(名 称)

第1条 この連盟は、緑の少年団愛媛県連盟（以下「県連盟」という。）と称する。

(組 織)

第2条 県連盟は、愛媛県内の緑の少年団（隊）及びこれを賛助するものをもって組織する。

(目 的)

第3条 緑の少年団（隊）の育成及び活動の助長を図り、郷土を愛し、自然に親しむ心豊かな健全な青少年の養成に資することを目的とする。

(事務局)

第4条 県連盟の事務局を森林整備課内に置く。

(事 業)

第5条 県連盟は、第3条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 各団体相互の連絡協調
- (2) 指導者研修会、講習会、座談会等の開催
- (3) 新団体結成の促進
- (4) 県連盟大会、交歓会等の開催
- (5) その他必要な事業

(役 員)

第6条 県連盟に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 理事 15名以内（うち2名は、学識経験者）
- (4) 監事 2名

(役員を選任)

第7条 理事及び監事は、総会で選出する。

- 2 会長は、理事が互選し、副会長は、会長が指名する。
- 3 理事及び監事は、相互兼務することができない。

(職 務)

第8条 役員の仕事は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 会長は県連盟を代表し、その運営を総括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。
- (3) 理事は、県連盟事業の審議並びに事業の執行運営にあたる。
- (4) 監事は、本連盟の会計を監査する。

(任 期)

第9条 役員の任期は2年とする。ただし、再選を妨げない。補欠または増員により選任された役員の任期は、前任者または現任者の残存期間とする。役員の任期満了の場合においても後任者の就任までは、引き続きその職務を行わなければならない。

(名誉会長、顧問及び相談役)

第10条 県連盟に名誉会長、顧問及び相談役をおくことができる。名誉会長、顧問及び相談役は役員会にはかり会長が委嘱する。

(会 議)

第11条 県連盟の会議は、総会及び役員会とする。

- 2 会議は会長が招集し、その議長には、会長があたる。
- 3 会議は、その構成員の過半数で成立し、議決は、出席者の過半数とする。ただし、可否同数のときは、議長が定めるものとする。
- 4 書面により議決権を行使することができ、この者は出席者とみなす。

(総会の議決事項)

第12条 総会は、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画、予算及び決算の承認
- (2) その他、本連盟に関する重要事項で会長が必要と認めた事項

(会 計)

第13条 県連盟の経費は、会費、寄付金、補助金及びその他の収入をもってあてる。

(会 費)

第14条 会費は、1団あたり3,000円とする。

(会計年度及び監査)

第15条 県連盟の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

- 2 会長は会計年度終了とともに、会計監査に必要な書類を作成し、監事に提出して監査を受けなければならない。

(出納整理期間)

第16条 当該会計年度に係る出納は、翌年5月31日又は総会開催時のいずれか早い時期までに完結させるものとする。

(附 則)

- 1 この規約は、昭和55年11月29日から施行する。

(附 則)

- 2 この規約は、平成8年6月19日から施行する。

(附 則)

3 この規約は、平成24年度事業から適用する。

(附 則)

4 この規約は、平成25年5月22日から施行する。